

# 里帰り出産等のため、県外で妊産婦健診を受けられる方へ

医療機関で健診費用を支払っていただき、後日の申請手続き後に口座振込します。

## ● 対象となる方

妊婦健診日に大洲市に住民登録のある方

県外医療機関及び助産所で妊婦健康診査および新生児聴覚検査、産婦健康診査を受診される方

## ● 受診から申請・交付までの手続き

1. 里帰り出産等のため県外の医療機関あるいは助産所で健診を受診される場合は、すべての健診が終了した後に保健センターへの申請手続きが必要です。

※ 申請には次のものを用意して、提出してください。

① 領収書 ※毎回の健診毎に必要（レシート不可）

健診受診日・妊婦氏名・妊婦健診料金（妊婦健診費用の金額が分かるもの・治療費は除く）・  
健診受診医療機関名の記載のあるもの。

② 未使用の大洲市の妊婦一般健康診査受診票

③ 未使用の大洲市の新生児聴覚検査受診票

④ 未使用の大洲市の産婦健康診査受診票（※太枠の部分の記載が必要です。）

⑤ 母子健康手帳（健診実施の記載があるもの）

⑥ 本人名義の預貯金通帳およびキャッシュカード

（健診受診者以外の通帳の場合は、委任状の記入が必要です。）

⑦ 大洲市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費助成申請書（記入例を参考に記入してください。）

⑧ 大洲市妊婦一般健康診査費及び産婦健康診査費助成請求書（記入例を参考に記入してください。）

⑨ 大洲市新生児聴覚検査費助成金交付申請書（記入例を参考に記入してください。）

⑩ 大洲市新生児聴覚検査費助成請求書（記入例を参考に記入してください。）

⑪ 外国人登録証明書（外国人の場合）

2. 保健センターにて審査後に、支給・不支給決定通知を送付し、後日助成金を口座振込いたします。

## ● 請求できる費用の額

それぞれの健診日ごとに、助成上限額以内で実際に健診費用として支払った額になります。

## ● 注意点

- ・ 最終健診受診日または出産日のいずれか遅い日から6か月を越えると申請できません。
- ・ 申請には、その回数分の未使用の受診票が必要となります。

## ● 申請窓口

大洲市東大洲270-1（総合福祉センター2階）

大洲市保健センター

TEL (0893) 23-0310

FAX (0893) 23-0311

